

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
新潟県、中条町
- 2 構造改革特別区域の名称
新潟中条産業立地推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
中条町の区域の一部（中条中核工業団地）

4 構造改革特別区域の特性

中条町は、新潟県北部の日本海に面した位置にあり、チューリップの球根生産量が日本一の町として知られている。4月下旬から5月上旬にかけて、海岸側の砂丘地はチューリップ一色に染まる美しい田園都市である。一方、1988年には全国の自治体で初めてアメリカの大学を誘致し、町を挙げて国際交流に取り組む国際文化都市でもある。また、天然資源にも恵まれた地域であり、特に原油は全国の約67%を生産する新潟県の中で、41%の生産量を誇っている。その他、天然ガス、かん水、活性白土、天然水等を産出しており、それぞれ関連企業が立地している。

このような中で、まちのイメージを大切にしたい近未来型の工業団地として、平成9年に中条中核工業団地（総面積94.4ha）が造成された。地域振興整備公団、中条町、新潟県はそれぞれ誘致活動を実施するとともに、新潟中条中核工業団地誘致促進協議会を設置し、協力して企業誘致に向けた取組を展開している。

この団地は、良好な地盤と豊富な工業用水、すぐれた景観を有していることから、「テクノキャンパス」をテーマに、これからの職場に求められるゆとりある心地よさと、キャンパスという言葉が持つ、広々としたゆとりのあるオープンスペースとしてのイメージを結びつけ、ここで働く人々が、豊かな創造性と高い生産性を発揮できるような「技術の快適空間」の形成を目指している。

当該地域は、平成14年10月に日本海東北自動車道中条ICが整備されたことにより、新潟東港や新潟空港まで30分圏内で結ばれるなど、環日本海経済圏の拠点の一翼を担う地域として大きな期待が寄せられている。さらに現在、海岸部に近く、比較的平均風速が高いという地域の特性を活かし、風力発電施設を整備することにより、環境負荷の少ない自然エネルギーの活用に向けた取組が進められている。将来的には中条中核工業団地内に立地した企業に対する電力の供給を見据えている。

しかしながら、長引く景気低迷や生産拠点の海外移転等により、分譲件数としては平成9年7月の公募開始以来、4件（3.9ha）にとどまっており、分譲が進んでいない状況にある。全国的にも企業誘致を取り巻く環境は非常に厳しいものの、一方では、初期投資を軽減したいとする企業からは、賃貸の制度の導入を求める声が多くなってきて

いる。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 先端型産業の立地による県内産業の活性化

新潟県の製造業は、平成14年の工業統計によると、事業所数や従業者数、製造品出荷額等では全国中位の規模であるものの、1人当たりの指標で見ると、従業員1人当たり製造品出荷額等が全国で37位となり、概して生産規模が小さく、労働集約的な企業が多いという特徴がある。

中条町の場合も同様の傾向にあるが、一方で(株)クラレ中条事業所、(株)日立産機システム中条事業所といった先端型産業が立地しており、県内産業をリードしている地域でもある。こうした先端型産業の立地をさらに進めることにより、県内産業の技術の高度化や新たなビジネスチャンスの創出につながる。

(2) 産業の集積による雇用の創出

長引く景気の低迷や産業構造の転換により、雇用情勢は厳しい状況が続いており、特に若年層の雇用の場の確保は重要課題となっている。そこで、中条中核工業団地への企業の立地が大きな期待を集めているところである。こうした雇用の創出は、若年層の定住促進につながるものであり、地域の活性化に大きく貢献できる。

(3) 自然エネルギーの活用促進

地球規模での環境問題への取組が求められる中で、環境への負荷が少ない自然エネルギーに対する期待が大きく高まっており、当該地域においてもこうした新しいエネルギーの活用に向けた取組として、風力発電施設の整備計画が進められている。

風力発電は、一般的には平均風速6m/s以上が適しているとされるが、新潟県の海岸部では風力発電に適する平均風速が高い地域があり、実際、柏崎市、紫雲寺町においては風力発電施設が設置され、順調に稼働している。

中条中核工業団地の周辺地域も風力発電の適地であるが、一方、風力発電はまだ経済的にはコストがかかることから、発電関連施設用地については賃貸による初期投資の軽減措置が求められている。中条中核工業団地に対応できるとすれば、将来的には当該地への立地企業への電力供給が容易となる。

風力発電は、新エネルギーのシンボリックな存在であり、環境問題に取り組む企業へのPR効果が高く、また地域住民への啓発にもつながる。

(4) 地域経済の国際化

中条町は、日本の自治体で始めてアメリカの大学を誘致するとともに、海外との交流を積極的に推進しているが、外資系企業の立地に取り組むことにより、今後は経済交流の進展が期待される。

外資系企業の進出は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先進技

術や経営ノウハウの拡散効果をもたらすものと期待される場所である。

以上のことから、当該地域に賃貸制度を導入することが喫緊の課題と言える。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 先端型産業の立地促進

中条町には、前述のとおり㈱クラレ中条事業所や㈱日立産機システム中条事業所といった先端技術を有する生産工場が立地しているが、中条中核工業団地を受け皿として、こうした先端産業の集積をさらに促進することにより、県内産業の活性化を図る。

(2) 産学連携の推進

新潟県の北部（下越地域）には、国立大学法人の新潟大学を始め、特徴をもった大学が立地しているものの、これまで産業の集積が進まず、産学連携の取り組みが進んでいなかった。しかし、平成15年4月に財団法人にいがた産業創造機構（NICCO）が誕生し、様々な産業支援に向けた取組を行っている中で、産学官のネットワークづくりや大学と企業の間をコーディネートする役割を担っている。そこで、こうした機関を活用し、当該地域に進出した企業による大学との共同研究等の要望に積極的に応えていく。

また、中条町が誘致したサザン・イリノイ・ユニバーシティー新潟校による進出企業の社員に対する語学教育のサポート等を通じた連携も進める。

(3) 雇用の創出と人材の育成

中条中核工業団地への先端型産業の立地を促進することにより、雇用の創出を図るとともに、立地企業と地域の大学との間でインターンシップの導入を進めるなど、地域の人材の育成に取り組む。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 産業の集積

中条中核工業団地は、地域振興整備公団と新潟県土地開発公社の共有であるため、団地全域に公共用地の拡大の推進に関する法律の規制がかかり、土地の賃貸が実施できない状態にあるが、経済環境の変化や企業が財務体質の強化を図る中で、企業は初期投資を軽減するため、賃貸の制度導入を強く求めている。そこで、中条中核工業団地においても賃貸制度を導入し、企業の立地を促進することにより、産業の集積を形成することが可能となる。

現在、賃貸制度が導入された場合に進出したいとする企業が2社あり、検討中という企業も2社存在することから、これらの企業や関連企業等の進出により、地域経済への波及効果が大きいと期待される。

(2) 就業機会の拡大による若年層の定住化

地方においては若年層の就業機会の拡大を図ることが大きな課題となっている。そこで、中条中核工業団地への立地企業が若年層の就業の場としての受け皿となることによ

り、若年層の定住化が促進され、地域の活性化につながるものと期待される。

(3) 自然エネルギーの活用による地球環境問題への取組の促進

風力発電は、地球の温暖化を招く原因とされる二酸化炭素の排出が極めて少ない発電システムとして、世界的に推進されている。

風力発電は、現在、大型化が進められており、これまでネックとされてきたコストパフォーマンスは向上してきている。技術的にも高度化が進んでおり、発電コストは競争力を持ってきている。

現在の計画では、風力発電施設を整備した後、当面は電力会社へ売電を行うことになるが、将来的には中条中核工業団地への立地企業に対して供給を行うことも視野に入れている。自然と共生する工業団地として、環境問題に対する地域の取組を示すことにより、環境負荷の少ない自然エネルギーの活用が、全国的な取組として波及していく効果が期待される。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 企業誘致活動

中条町、新潟県、地域振興整備公団の三者で構成する新潟中条中核工業団地誘致促進協議会において、企業誘致活動を展開している。当協議会は平成7年に設置され、企業誘致のための情報収集や意見交換等を実施してきている。

さらに、新潟県では県内外の企業へのアンケート調査、ホームページによるPRの他、新潟県東京事務所及び大阪事務所において企業訪問活動を実施しており、町においても、企業訪問や現地視察への案内等の誘致活動を展開している。また、地域振興整備公団においても、新潟開発所が本部と連携をとりながら誘致活動を実施している。

中条町、新潟県、地域振興整備公団では、今後とも三者で協力して企業誘致活動を展開していくとともに、ジェットロ新潟情報センターや環日本海経済研究所との連携をより深め、外資系企業の誘致活動にも積極的に取り組んでいく。

(2) 産業立地促進税制

立地企業の初期投資の支援策として、不動産取得税及び事業税を軽減することにより、県内企業団地等への県内外からの企業立地を促進し、県経済の活性化と産業の振興を図ることを目的としている。

【対象期間】

平成15年4月1日から平成20年3月31日まで

【対象地域】

中条中核工業団地、県営産業団地（南部、中部、東部）、新潟東港工業地帯、市町村長の申し出に基づき知事が認定した地域

【課税の軽減】

事業用地の全体及び事業用家屋に係る不動産取得税の2分の1を軽減
法人事業税（3事業年度）又は個人事業税（3年）の2分の1を軽減

【対象事業者】

知事が指定した地域内で事業用地又は事業用家屋（増築を含む）を取得した者。

【対象要件】

事業用地に係る不動産取得税については、2年以内に事業用家屋の新築又は増築の着手があること
事業用家屋及び機械設備等に係る資産の取得額が2,500万円を超えること。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業用家屋でないこと

(3)にいがた産業創造機構（NICO）による支援

にいがた産業創造機構は、マーケティングをベースに「むすぶ（ネットワークをむすぶ）」、「育てる（企業を育てる）」、「創る（企業と商品を創る）」の3点に戦略的に取り組むため、民間から登用するディレクターを中心に、専門的な知識やネットワークを持つスタッフが、市場や技術の動向などに精通する有識者からの助言及び提言を得ながら、最新の情報をもとにした機動的な展開で企業の課題を探り、的確な支援を行っている。

具体的な活動計画は次のとおりである。

< 総合支援 >

経営上のあらゆる相談に対応する総合相談機能を充実し、様々な分野の専門家のネットワーク化により“知恵”の支援を強化するとともに、首都圏におけるマーケティングの拠点を開設するなど、企画・開発・販売の各段階におけるマーケティング活動を支援する。また、他の企業支援機関等との連携強化により、多様な支援メニューの活用を図るとともに、企業活動に必要な技術・市場・事業情報等を的確に収集し、提供するほか、創業・新分野進出等に取り組む企業を生み出す仕掛けとして機能するようNICOクラブを効果的に運営する。

NICOクラブ

（財）にいがた産業創造機構（NICO）をより積極的に活用してもらうため、新しい技術の開発や売れる商品づくり、新たな事業分野の開拓や新規ビジネスの立ち上げ等にチャレンジしていこうという意欲にあふれた企業や起業家を対象とする会員制組織。

ワンストップサービスの充実

マーケティングベースの支援の強化

情報受発信機能の強化

N I C Oクラブの効果的運営

< 創業・経営革新の支援 >

創業・新分野進出企業等の育成支援

意欲ある中小ベンチャー企業を創出・育成するとともに、新事業展開等により経営革新を目指す中小企業等を経営面、人材面、資金面、技術面、マーケティング面等から強力に支援する。また、起業家精神の涵養を図るため、若年層を含め幅広くベンチャースピリットの喚起を図る。

創業準備オフィスにおける支援

助成金による資金的支援

創業・経営革新のための人材育成プログラムの拡充

ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング

経営革新支援法等による支援制度の活用促進

国際ビジネス支援

経営改善・経営基盤強化等の支援

中小企業等の経営改善・経営基盤強化等を支援するため、高度化支援事業、設備導入支援事業、取引推進・市場開拓支援事業等を着実に実施するとともに、経営環境が悪化しつつある企業に対して、企業特性を踏まえ、きめ細かく再生の取り組みを支援する。

事業の高度化・活性化

設備導入支援

取引推進・市場開拓支援

企業の再生支援

< 産学連携支援 >

大学の技術シーズと企業の開発ニーズの的確なマッチングと技術移転を図るため、研究会の設置・拡充を図るとともに、コーディネート活動を推進する。また、国等の競争的資金獲得に積極的に挑戦し、産業創造プロジェクト等への展開を図る。

研究会の設置・拡充

コーディネート活動の推進

競争的資金獲得への積極的挑戦

大学共同オフィス・リエゾンオフィスの利用促進と知的財産活用の基盤作り

地域C O E 機能の創設

次代をリードする産業群の創出（産業創造プロジェクト）産学研究交流会や、企業や大学、工業技術総合研究所等の研究機関等から発掘されるテーマ等から、可能性や実施手法等を検証し、国等の競争的資金を視野に入れたプロジェクトを推進する。

IT産業クラスター形成プロジェクト

高度IT人材育成研修により高度IT人材を育成するとともに、情報関連企業等の

連携を通じてクラスター形成の核となる産業群を形成する。

フラットパネルディスプレイ関連産業群形成促進プロジェクト

長岡技術科学大学等の保有技術と県内企業の基盤技術を融合し、次世代表示装置製造関連産業群を形成する。

都市エリア産学官連携促進プロジェクト

新潟エリアにおいてナノメディスン（微細医療技術）の産学官共同研究をさらに発展させるとともに、産学官交流会や医療・健康産業創造協議会等を通じたシーズとニーズのマッチングにより、医療関連事業の創出を促進する。

I D S 百年モノがたりプロジェクト

県内生活関連産業の高度な技術を駆使した良質で長く使用できる商品開発を意欲的な参加企業とのコラボレーションにより推進し、フランクフルトメッセを通してヨーロッパでの信頼確立を基盤に世界市場を目指した市場展開を図る。

地域結集型共同研究プロジェクト

研究ポテンシャルを有する県内の大学、国公立試験研究機関、研究開発型企业等が参画する地域結集型の共同研究体制を構築し、地域COEとしての機能確立する。

民生用ロボット開発研究プロジェクト

県内企業のロボット部品関連技術を結集し、民生用ロボット産業群を形成するプロジェクトに向け、研究会を開催するとともに、研究会を通じて形成した研究共同体を主体に必要な研究開発を行う。

別紙

1 特定事業の名称

4 0 3 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新潟県土地開発公社

構造改革特別区域内に進出する企業

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

新潟県土地開発公社

構造改革特別区域内に進出する企業

(2) 事業が行われる区域

新潟県土地開発公社が地域振興整備公団と共有する造成地

(3) 事業の実施期間

構造改革特別改革区域の認定を受けた日から

(4) 事業の目的

初期投資の軽減を希望する企業の要望に応え、地域振興整備公団と新潟県土地開発公社が共有する中条中核工業団地に賃貸制度を導入することにより、企業の立地を促進し、雇用の創出と地域経済の活性化を図る。特に先端産業の立地を進め、県内産業の技術の高度化を図るとともに、新たなビジネスチャンスを創出する。

5 当該規制の特例措置の内容

中条中核工業団地は、地域振興整備公団と新潟県土地開発公社が共有しているが、土地開発公社の根拠法である公有地の拡大の推進に関する法律により、賃貸による企業立地を行うことができない。(地域振興整備公団は現行法においても賃貸制度の導入は可能である。)

そこで、土地開発公社の規制の特例措置により、賃貸制度を導入する。